

『自治基本条例の実効性を確保するための課題について』

(案)

平成22年 月

越谷市自治基本条例推進会議



# 目 次

1	はじめに	2
2	自治基本条例の適切な運用について （推進会議設置条例第2条第1項第1号関係）	3
（1）	条例等の体系化	3
（2）	進捗状況の確認	4
（3）	自治の基本原則（参加・協働・情報共有）を実現する仕組み	5
3	自治基本条例の普及について （推進会議設置条例第2条第1項第2号関係）	6
（1）	若い世代への働きかけ	6
（2）	地域コミュニティ組織への働きかけ	7
（3）	市民活動団体への働きかけ	8
（4）	幅広い市民を対象とした仕掛け	9
4	むすび	10

# 1 はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからのまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、9月から施行されています。「越谷市自治基本条例」は、参加と協働によるまちづくりのルールを具体的な仕組みとして明らかにするとともに、市のあるべき姿を「豊かな地域環境の創造」として位置付けるなど市民を主人公としたまちづくりの最高規範としています。

私たちは、「越谷市自治基本条例推進会議」の委員に平成22年4月に委嘱され、これまで 回の会議を開催してきました。

このたび、“自治基本条例の適切な運用”及び“自治基本条例の普及”についての課題を整理しましたので報告します。

平成22年 月 日

越谷市自治基本条例推進会議

## 2 自治基本条例の適切な運用について ( 推進会議設置条例第 2 条第 1 項第 1 号関係 )

### (1) 条例等の体系化

既存の条例等との整合性の確認・検証

(ア) 分野別の基本条例の確認・検証

(イ) 個別の条例等の確認・検証

条例等の体系化について、既存の条例等との整合性の確認・検証の意見がありました。

自治基本条例は、第 2 条で最高規範として位置づけられています。このことは、他の条例等は自治基本条例と整合性を図る必要があることを意味しています。

自治基本条例の制定に際しては、既存の条例等が自治基本条例の理念に基づいた内容となっているのかを確認し、「越谷市意見公募手続に関する要綱」及び「越谷市住民投票の実施の請求に関する規則」を定めたほか、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」を改正・施行し、公募委員の応募資格を“満 20 歳以上の者”から“満 18 歳以上の者”に引き下げ、かつ、“市に住所を有している者”を“市内において、住み、働き、学び、又は活動している者”にすることで、市民が参加しやすい環境が整えられていますが、これらの取り組みで十分なのか確認・検証する必要があります。

既存の条例等との整合性の確認・検証については、環境、まちづくりなどの分野別の基本条例の確認・検証及び個別の条例等の確認・検証について提案がありました。なお、対象となる条例が膨大な数となるため、まずは、自治基本条例の制定後に制定された新たな条例等を対象としていくという意見もありました。

## (2)進捗状況の確認

運用に関するアクションプランの検討

(ア)「自治力」、「市民力」をキーワードとした進捗状況の確認

(イ)「自治の推進」、「豊かな地域環境の創造」という条例の特徴(構成)

に着目した進捗状況の確認

進捗状況の確認について、運用に関するアクションプランの検討の意見がありました。

自治基本条例を制定しただけにはせず、条例が適正に運用され、その役割を十分に果たしているか、また、この条例に基づいて市民、議会、市長等がそれぞれの役割を担っているかを確認する必要があります。

これらの運用に関する進捗状況の確認については、指標を設定し、その目標値の達成に向けて達成度を管理していく方法があります。そのためのアクションプランを検討していく方法として、「自治力」、「市民力」というキーワードや「自治の推進」(参加・協働・情報共有の具体的な仕組み)、「豊かな地域環境の創造」(市のあるべき姿)という越谷市の自治基本条例の特徴(構成)に着目した指標について調査審議することについて提案がありました。

### (3) 自治の基本原則(参加・協働・情報共有)を実現する仕組み

#### 参加・協働・情報共有のシステム構築の検討

(ア) 地域協働ポータルサイトの検討

(イ) 市政なんでも相談窓口の設置の検討

自治の基本原則(参加・協働・情報共有)を実現する仕組みについて、参加・協働・情報共有のシステム構築の検討の意見がありました。

自治基本条例の適切な運用については、(2)進捗状況の確認での検討のとおり、指標を設定し、その目標値の達成に向けて進行管理をしていく方法がありますが、一方で、自治の基本原則(参加・協働・情報共有)を実現する仕組みを検討し提案していく方法もあります。つまり、具体的な仕組みの実現をもって、自治が推進し、そのことで、豊かな地域環境の実現に寄与することになります。

他市の事例を参考にした地域協働ポータルサイトの設置や福祉なんでも相談窓口を参考にした市政なんでも相談窓口の設置について提案がありました。

### 3 自治基本条例の普及について ( 推進会議設置条例第 2 条第 1 項第 2 号関係 )

#### (1) 若い世代への働きかけ

市内の大学（文教大学、埼玉県立大学）との連携  
小・中学生、高校生及び大学生への P R 活動

若い世代への働きかけについて、市内の大学（文教大学、埼玉県立大学）との連携及び小・中学生、高校生及び大学生への P R 活動の意見がありました。

自治基本条例の普及については、庁舎壁面等への自治基本条例啓発用懸垂幕の掲示、自治基本条例パンフレット、越谷市自治基本条例【逐条解説】及び自治基本条例パンフレット【ポケット版】の公共施設等への配布、職員への研修をはじめ、「広報こしがや」や「いきいき越谷」を通じた普及の取り組みが行われています。また、自治基本条例パンフレット【ポケット版】については、点字や拡大写本、音声ガイドの作成もされています。このように普及に関する取り組みが行われていますが、自治基本条例の市民への普及は、まだ不十分であり市民に浸透しているとは言いがたい状況にあります。

特に、若い世代の自治基本条例の認知度は低いと考えられ、まちづくりに若い世代の参加を積極的に促すためにも重要な課題となっています。

市内には、文教大学と埼玉県立大学があり、本年度の 5 月 10 日には、越谷市学生議会が開催されました。これらの大学やそこに通う学生をまちづくりに積極的に活用し、連携することについて提案がありました。

また、小・中学生、高校生及び大学生等の若い世代を対象とした、より効果的な P R 方法について検討していくことについて提案がありました。



## (2) 地域コミュニティ組織への働きかけ

### 自治会、コミュニティ推進協議会などへのPR活動

地域コミュニティ組織への働きかけについて、自治会、コミュニティ推進協議会へのPR活動の意見がありました。

「越谷市自治基本条例」の第12条では、自治会やコミュニティ推進協議会などを地域コミュニティ組織として位置づけ、まちづくりの担い手としてその地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行うことを明らかにしています。

地域コミュニティ組織は、これまでも市の重要な協働のパートナーであり、これからのまちづくりにおいても大きな役割を担うことが期待されています。これらのことから、地域コミュニティ組織への自治基本条例の普及は最重要課題の1つです。

地域コミュニティ組織に自治基本条例を普及させていく方法として、自治会の回覧板や地域の行事を利用する方法や地域の住民が身近な問題として感じられるよう、市民生活に身近な事例などを挙げた分かりやすいPRを行うことについて提案がありました。

### (3) 市民活動団体への働きかけ

NPO団体などの市民活動団体へのPR活動

市民活動つなげる会・越谷、越谷市男女共同参画支援センターの登録団体などの市民活動団体との連携

市民活動団体への働きかけについて、NPO団体などの市民活動団体へのPR活動及び市民活動つなげる会・越谷、越谷市男女共同参画支援センターの登録団体などの市民活動団体との連携の意見がありました。

「越谷市自治基本条例」の第12条では、NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブなどを市民活動団体として位置づけ、まちづくりの担い手として共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することで、その専門性や行動力を発揮して、市民生活を支えあい、社会の課題解決等に取り組むことを明らかにしています。

越谷市では、市民活動団体が、福祉、文化、教育、環境など、さまざまな分野にわたり、多様な活動を展開しています。また、「市民活動団体室」を利用する団体の相互の交流と協働を目的として設立された市民活動つなげる会・越谷の活動や男女共同参画支援センターを活動拠点とする登録団体の七夕フェスタの開催など市民活動団体間の連携の例を見ることもできます。

このような中で、協働フェスタなどの市民活動団体が数多く参加するイベントを活用したPRや多様な団体との連携について提案がありました。

#### (4) 幅広い市民を対象とした仕掛け

- 「広報方針」(アクションプラン)の検討
- 市民大学や市の主催事業でのPR活動
- 自治のまちづくりニュースの発行(年4回程度)
- 広報こしがや季刊版などへの定期的な記事の掲載
- 「自治基本条例講座」の開催
- 自治基本条例の俗称、キャッチコピーの検討
- “こしがや自治の日”制定の検討

幅広い市民を対象とした仕掛けについて、「広報方針」(アクションプラン)の検討、市民大学や市の主催事業でのPR活動、自治のまちづくりニュースの発行(年4回程度)及び広報こしがや季刊版などへの定期的な記事の掲載などの意見がありました。

地域コミュニティ組織や市民活動団体は、市の協働の重要なパートナーであり、まちづくりの担い手です。つまり、これらのコミュニティ組織はまちづくりへの関心も当然高い市民ということが言えます。一方で、越谷市では首都近郊のベットタウンという性格もあることなどから、まちづくりへの関心があまりない市民がいることも事実です。

「越谷市自治基本条例」では、第5条で参加の原則を掲げ、第10条(市民の権利)、第11条(市民の責務)、第23条(市民の市政への参加)、第24条(審議会等への参加)、第26条(意見公募手続)及び第27条(住民投票)の各条文において参加のルールと参加しやすい環境づくりについて明らかにしています。しかしながら、より多くの市民の参加を得るためには、その前提となるまちづくりへの関心を持ってもらう必要があります。また、まちづくりに関心があっても仕事や育児・介護などの理由から参加が難しい市民もいます。

このようにまちづくりに関心があまりない市民や市政への参加が難しい市民を含めた、より幅広い市民を対象に積極的な働きかけをしていくことについて多くの提案がありました。

## 4 むすび

「越谷市自治基本条例」が制定されるまでには、平成20年3月にまとめられた市民の自主的な運営による「(仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会」の報告書や平成21年3月にまとめられた公募による委員を中心とした「越谷市自治基本条例審議会」からの答申を踏まえるなど多くの市民の参加を得て制定されました。

越谷市では、これまでも「参加と協働によるまちづくり」を推進しており、自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織及びNPO団体やボランティア団体などの市民活動団体も新しい公共の担い手として積極的に活動しています。

しかしながら、人口減少、少子高齢社会の到来や地方分権の進展など社会経済情勢は大きく変化しており、まちづくりの課題は数多くあります。

また、来年度は、自治基本条例とともにまち(越谷市)を支えていく「第4次越谷市総合振興計画」の計画開始年度にあたります。

これからのまちづくりには、自治基本条例の実効性の確保が最重要と考え、その適切な運用及び普及についての課題を整理してきましたが、今後、これらの検討結果を踏まえ、より具体的な調査審議を重ねていきます。

## 越谷市自治基本条例推進会議 委員名簿

会長 佐々木 一 彦 副会長 石 崎 一 宏

	氏 名	備 考
公募による市民	稲 本 尚 司	
	小 口 高 寛	
	五味田 真紀子	
	篠 原 五 郎	
	高 橋 良 江	平成 2 2 年 6 月 1 1 日 退職
	得 上 成 子	
	内 藤 佳 壽 子	平成 2 2 年 8 月 1 日 委嘱
	藤 井 明	
	山 口 愛	
コミュニティ組織の推薦する者	石 崎 一 宏	越谷市自治会連合会 理事
	原 田 惣 佐	越谷市コミュニティ推進協議会 会長代行
	村 田 恵 子	市民活動つなげる会・越谷 副代表
	大 熊 弘 子	こしがや地域ネットワーク 1 3
学識経験者	雨 宮 昭 一	独協大学地域総合研究所 所長 ・法学部総合政策学科 教授
	佐々木 一 彦	元足立区教育委員会 教育長 元文教大学人間科学部 非常勤講師
	菅 沼 博 文	弁護士（埼玉弁護士会越谷支部）

